

[事案 23-221] 終身保険への変更、契約無効確認請求

・平成 24 年 9 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

①契約については、説明義務違反による契約の変更、②契約については、保険契約申込書の偽造を理由に契約の無効に伴う既払込保険料の返還及び利息の返還を求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

昭和 45 年 9 月に①契約（定期保険）を、昭和 46 年 9 月には②契約（定期保険）を締結した。しかしながら、①契約については、終身保険であると思って契約したものであり、80 歳までの保障だとの説明は受けていないことから、終身保険に変更してほしい。②契約については、申込書の被保険者欄の妻の名前は誤字で、職種、住所も異なっており（ただし、印鑑は自分のもの）、私の知らない契約であることから、支払った保険料に利息を付して返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

1. ①契約について

- (1) 申立人の印鑑が押印された申込書が提出されており、適切な取扱いをしたものと考えており、契約時の約款には「契約者は、会社の承諾を得て（中略）更新できる」として、終身の保障を約束しているものではないことを記載している。
- (2) 契約以降 13 回更新しており、更新手続時に手交する約款その他の書面や、平成 6 年から毎年 1 回送付している「ご契約内容のお知らせ」でのご案内等により、更新の取扱いについて申立人に確認いただいたうえで契約の継続意思を繰り返し確認している。

2. ②契約について

申込書の被保険者自署欄に誤字があることは事実で、申込手続時に当社に疎漏があった可能性はあるが、以下の理由により、契約は有効と判断している。

- (1) 申立人は、契約後 40 年にわたり異議なく保険料を払い続け、契約後 3 年ごとに 13 回更新手続を異議なく行っている。
- (2) 平成 6 年以降、毎年「ご契約内容のお知らせ」を申立人に送付しているが、今まで契約②の存在に関する異議申し立てを受けた事実はない。
- (3) 昭和 50 年に保険金減額手続を実施した際、手続書類には契約届出印が押印されている。
- (4) 平成 19 年には、申立人からの契約者印の改印請求があり、手続をしている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事

者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. ①契約について

(1) 仮に本件において募集人に説明義務違反があったとしても、説明義務違反の法的効果は、消費者契約法に基づく契約の取消し（ただし本件では消費者契約法施行前であり、同法上の義務の懈怠とはならない。）、あるいは説明の懈怠により錯誤（民法 95 条）に陥ったとする契約の無効又は不法行為による損害賠償の請求が可能となるのみであり、契約内容の変更を求める法的根拠とはなりえない。

(2) また、本件においては、契約時に説明文書及び約款が交付されていて、一定年齢まで自動更新ができることが明記されており、かつ 3 年の更新毎に更新のお知らせがあり、明確に①契約は更新限度年齢が明記されていることから、説明義務違反を認定することは困難である。

2. ②契約について

(1) 申立人の主張するように、契約者自署欄を含め、申立人自身で記入すべき箇所が、申立人以外の第三者によって偽造されたものであるかどうかは、本件申込書の署名の真偽を確認しなければならないが、本審査会においてはかかる認定（筆跡鑑定を必要とする）手続がないことから、この点から本契約の有効無効を判断することはできない。

(2) しかし、本件が、申立人自身が契約を締結しておらず、かつ、申立人から本件②契約の申込の代理権を授権していない第三者（無権代理人）によって締結された契約であったと仮定した場合であっても、本人が当該無権代理行為に基づく契約が有効であることを前提とした行為をした場合には、無権代理行為の追認となり、契約は有効となる（民法 116 条本文）。

(3) 申立人は、②契約締結後 40 年にわたり異議なく保険料を払い続け、契約後 3 年ごとの更新手続も異議なく行っており、また、申立人から契約者印の改印請求が行われており、これらは、②契約が有効であることを前提とする行為であり、追認に該当することから、②契約の契約者自署欄等、申立人自身が記入すべき部分は、仮に無権限の第三者によって記入されたものであったとしても、②契約は有効に存続しているものと認められる。
等

3. 和解の検討

②契約については、被保険者同意が無効である可能性はあるものの、これを確認することはできないが、以下の点に配慮して紛争を解決すべきと考える。

(1) ②契約については、約 40 年も前に締結された契約であって、証拠関係は不十分であるため、その契約の有効無効について適切に判断することができないが、仮に②契約が無効であったとすれば、保険会社は、申立人に対し、これまで払い込んだ保険料全額について利息を付して返還すべきである。

(2) ただし、申立人においても、約 40 年と長年に亘り保険料を払い続け、その間②契約の

有効性について疑義をとなえず、無効状態を放置していたと認められる。

(3)①契約については、上記のとおり申立人の主張を認めることはできない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 116 条（無権代理行為の追認）

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

保険法 38 条（被保険者の同意）

生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約（保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。）は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。